

坂出市学校再編整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の今後における小・中学校の適正規模および適正配置の再編整備を検討するため、坂出市学校再編整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、坂出市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、小・中学校の適正規模および適正配置に関する基本的な考え方ならびに適正化に向けた統廃合の具体的な方策について調査および検討を行い、その結果を答申するものとする。

(組織等)

第3条 検討委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱または任命する。

(1) 学識経験者

(2) 小・中学校長および幼稚園長の代表者

(3) 保護者の代表者

(4) 住民の代表者

3 委員の任期は、当該諮問事項に係る調査検討が終了するまでとする。

(会長および副会長)

第4条 検討委員会に会長および副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否

同数のときは，議長の決するところによる。

4 会長は，必要があると認めるときは，会議に関係者の出席を求め，その意見または説明を聴くことができる。

5 検討委員会の会議は，非公開とする。ただし，会長の承認を得た者は，傍聴することができる。

(部会)

第 6 条 会長は，必要があると認めるときは，検討委員会に部会を置くことができる。

2 部会は，検討委員会から付託された事項について，調査および研究を行う。

3 部会は，会長が指名する委員をもって組織する。

4 部会に部会長を置き，会長の指名する委員をもって充てる。

5 前条の規定は，部会の会議について準用する。この場合において，同条中「検討委員会」とあるのは「部会」と，「会長」とあるのは「部会長」と，「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は，教育委員会事務局学校教育課において行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか，検討委員会の運営に関し必要な事項は，教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は，平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は，平成 19 年 7 月 20 日から施行する。